

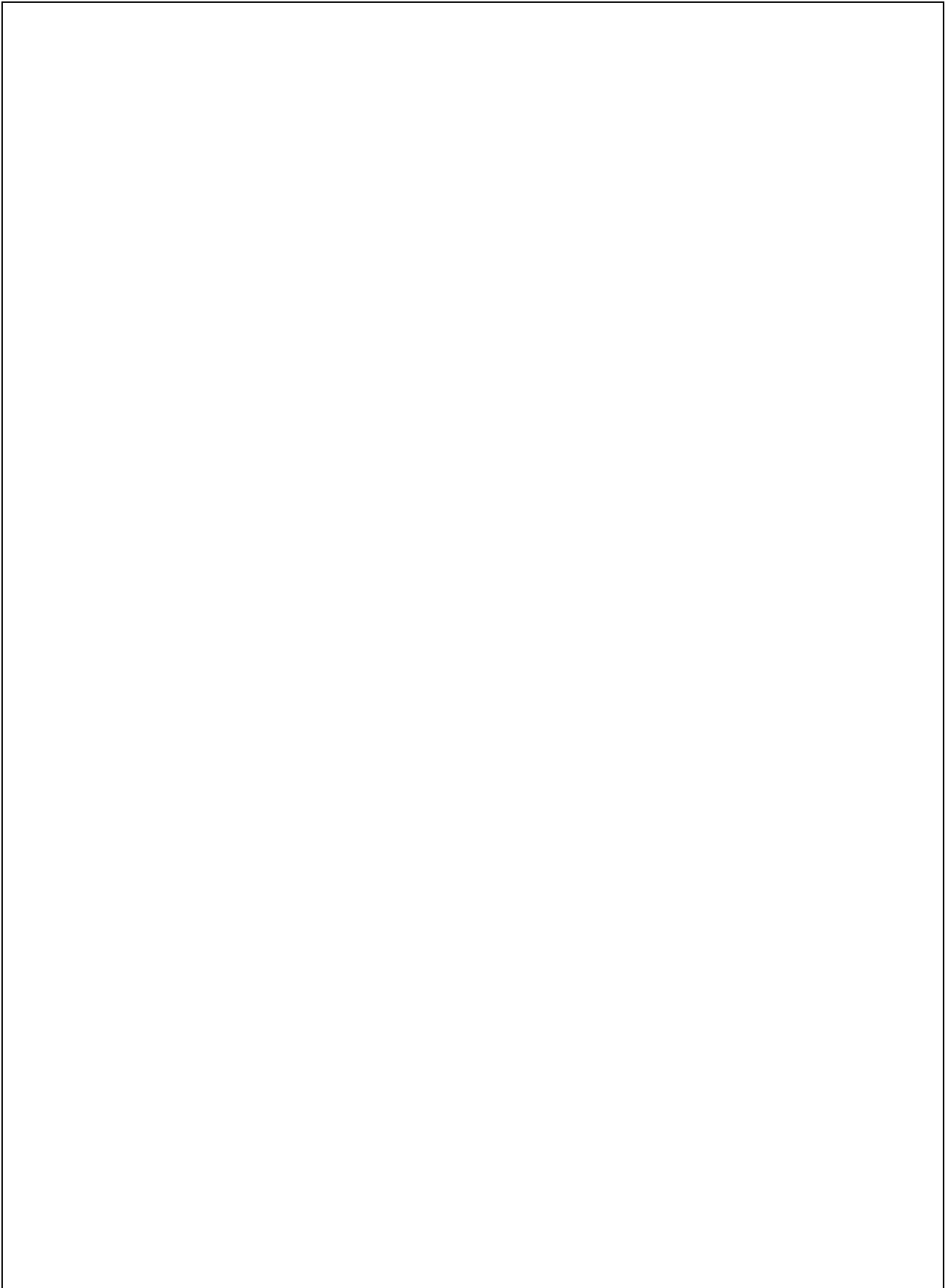
地域指定年度	昭和 46 年度
計画策定年度	昭和 48 年度
計画見直し年度	昭和 52 年度
	平成 1 年度
	平成 9 年度
	平成 20 年度
	平成 25 年度
	平成 30 年度

瑞 浪 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 書

令和 5 年 1 2 月 5 日

岐 阜 県 瑞 浪 市

|



目 次

ページ

第 1 農用地利用計画	3
1 土地利用区分の方向	3
（1）土地利用の方向	3
ア 土地利用の構想	3
イ 農用地区域の設定方針	3
（2）農業上の土地利用の方向	4
ア 農用地等利用の方針	4
イ 用途区分の構想	5
ウ 特別な用途区分の構想	6
2 農用地利用計画	6
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	7
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2 農業生産基盤整備開発計画	8
3 森林の整備その他林業の振興との関連	8
4 他事業との関連	8
第 3 農用地等の保全計画	9
1 農用地等の保全の方向	9
2 農用地等保全整備計画	9
3 農用地等の保全のための活動	9
（1）畜産による土地利用	9
4 森林の整備その他林業の振興との関連	9
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	10
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標	10
（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	11
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	11
3 森林の整備その他林業の振興との関連	11
第 5 農業近代化施設の整備計画	12
1 農業近代化施設の整備の方向	12
2 農業近代化施設整備計画	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連	12

第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画.....	13
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	13
2	農業就業者育成・確保施設整備計画.....	13
3	農業を担うべき者のための支援の活動.....	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	13
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画.....	14
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	14
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	14
3	農業従事者就業促進施設.....	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	15
第 8	生活環境施設の整備計画	16
1	生活環境施設の整備の目標.....	16
2	生活環境施設整備計画.....	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	16
4	その他の施設の整備にかかる事業との関連.....	16
第 9	附図	別添
別記	農用地利用計画	17
	(1) 農用地区域及び用途区分.....	17

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、岐阜県の東南部に位置し、北は木曽川をへだてて、恵那市及び加茂郡に、南は愛知県、東は恵那市、西は土岐市及び御嵩町に接し、東経 137° 15' 27"、北緯 35° 21' 31"（市役所）に位置し、地質は大部分が第3紀層で花崗岩と頁岩の層が多い。

地勢は、北部の木曽川沿岸、南部の愛知県境及び中央部屏風山系の一部を除いて標高 300m～400mの丘陵地が続いている。その間をぬって小里川、日吉川、佐々良木川等中小河川が市域の中央部を東西に貫流する土岐川に注いでおり、これらの河川に沿って集落が点在し、その集落を中心に農用地が展開している。

気候は、梅雨と秋雨の2時期に降水量のピークがある太平洋気候区に属しており、年間を通して比較的温暖であるため、動植物の生育環境は整っているが、冬季に積雪することがある。

人口は、平成29年1月1日現在 38,426 人、平成30年1月1日現在 37,979 人と減少傾向にあり、若年層の流出が続いている。今後は、市第6次総合計画に即して少子高齢化対策、定住促進対策等の人口減少対策を図る。

農業生産を確保するために、基盤整備を推進するとともに、営農組合等担い手の育成、農地の有効活用、特産農産物の開発と定着、地産地消等を推進し、多面的機能を持つ農地の保全及び耕作放棄地の解消を図る。また、農業と自然や文化、歴史といった地域資源を生かした観光等により、交流人口の増加を図る。

市中央部の国道19号に沿う農地は、住宅地等の転用がさらに進むと予測されるので、その状況を見極めつつ優良農用地の確保と農業振興を図る。一方、北部地区及び南部地区の一部地区においては、今後とも農用地として位置づけをし、土地利用の促進を図る。

農業振興地域内の土地利用構想（単位：ha、%）

区 分	農 用 地				農業用 施設用地		混牧林地		左以外の 山林原野		その他		計	
	農 地		採草放牧地		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
	実数	比率	実数	比率										
現 在 (H30 年)	818	25.9	96.5	3.0	49.3	1.6	0.0	0.0	331.5	10.5	1,866.7	59.0	3,162.0	100.0
目 標 (H40 年)	818	26.0	96.5	3.1	49.3	1.6	0.0	0.0	329.2	10.4	1,853.4	58.9	3,146.4	100.0
増 減	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	▲2.3	-	▲13.3	-	▲15.6	-

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 914.5ha のうち、おおむね次に掲げる農用地を除いた農用地 626.8ha について、農用地区域を設定する。

- ① 集落居住区域内に介在する農用地 63.2ha
- ② 自然条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地
 - (a) 山林・原野に接続する農用地 189.0ha（うち山林・原野となった農用地 115.4ha）
- ③ その他
 - (a) 住宅の建設等の開発が見込まれる山田地区集落周辺農用地 13.9ha、及び稲津地区小里地域集落周辺農用地 16.3ha
 - (b) 土岐地区の国道１９号沿道の開発が予測される桜堂地域周辺農用地 2.7ha、及び鶴城地域周辺農用地 2.6ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において、農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及びおおむね次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農用地区域内農業用施設用地の設定方針

農業用施設の種類	地 区 (集 落 名)	面積 (ha)
ライスセンター・育苗施設	大 湫 (足 又)	2.0
〃	日 吉 (平 岩)	0.6
〃	〃 (本 郷)	0.6
〃	陶 (大 川)	0.2
牛 舎	日 吉 (田 高 戸)	2.5
	日 吉 (高 根)	0.4
〃	稲 津 (萩 原)	2.5
豚 舎	大 湫 (神 田)	4.9
鶏 舎	〃 (西 区)	3.2
〃	日 吉 (細 久 手)	2.6
〃	〃 (平 岩)	11.6
〃	〃 (白 倉)	4.1
〃	〃 (南 垣 外)	4.1
〃	土 岐 (仲 ケ 平)	0.3
	計	39.6

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(２) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

(ア) 北部地区（Ａ）

この地区は、農用地が広範囲に散在しているが、基盤整備済農用地を中心に農作業の効率を高める。基盤整備未済地域では、用水の確保を図り、生産性の安定を図る。また、酪農・養鶏等

が営まれており、施設の近代化を図り生産性を高める。

(イ) 中部地区 (B)

中部地区の釜戸地区で基盤整備が実施された地域は、優良農地として確保する。平山については、酪農家もあり、草地の確保を図る。

土岐地区では、国道 19 号沿道の開発が進むと予測されるが、接道した農地を除き農用地として利用を図る。

(ウ) 南部地区 (C)

南部地区は、古くから陶磁器及びその原料生産等の零細企業が多く、兼業農家が多い。このため基盤整備済農地は優良農地として確保し、農作業の受委託を進め生産性の向上を図る。

農用地等の利用方針 (単位: ha)

区 分	農 地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森 林 原野等
	現 況	将 来	増減	現 況	将 来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現 況	将 来	増減	現 況
北部地区(A)	273.4	273.4	0	54.4	54.4	0	—	—	—	40.7	40.7	0	368.5	368.5	0	—
中部地区(B)	209.3	209.3	0	7.8	7.8	0	—	—	—	1.2	1.2	0	218.2	218.2	0	—
南部地区(C)	65.9	65.9	0	16.7	16.7	0	—	—	—	1.6	1.6	0	84.2	84.2	0	—
計	548.5	548.5	0	78.9	78.9	0	—	—	—	43.5	43.5	0	670.9	670.9	0	—

イ 用途区分の構想

(ア) 北部地区 (A)

A-1 (大湫)

大湫地区では、農用地のうち足又地域 18.5ha、神田地域 23.3ha 及び野田地域 8.7ha の基盤整備済農地を優良農地として確保していく。農業用施設としては、ライスセンター、養鶏場、養豚場の近代化を支援する。

A-2 (日吉)

日吉南部地区では、農用地のうち 91.6ha の基盤整備済農地を優良農地として確保していく。

日吉北部地区では、農用地のうち平岩地域 20.34ha、常道地区 11.3ha、鴨ノ巣地域 3.0ha、北野地域 7.5ha、藤垣内地域 2.9ha、三和ノ郷地域 4.8ha、柄石地域 1.8ha、深沢地域 19.0ha、上之郷地域 3.0ha 及び田高戸地域 5.8ha の基盤整備済農地について、機械化営農組合等の担い手に集積し、優良農地として確保していく。畜産、養鶏が盛んな地区において、採草放牧地及び農業用施設用地の有効活用を図る。

A-3 (月吉)

明世月吉地区では、農用地のうち日吉川左岸側の 22.5ha の基盤整備済農地を優良農地として確保していく。

(イ) 中部地区 (B)

B－1 (釜戸)

釜戸地区では、農用地のうち上平地域 8.9ha、中畑地域 2.2ha、中切地域 3.9ha、岩倉地域 3.0ha、釜戸中部地域 6.8ha、釜戸西部地域 27.1ha、大細地域 11.8ha、斧研地域 3.4ha、桑原地域 4.3ha 及び町屋地域 1.4ha の基盤整備済農地を優良農地として確保していく。また、平山地域では、9.0ha の基盤整備済農地及び草地の確保・保全を図り、優良農地として活用していく。

B－2 (土岐)

土岐地区では、農用地のうち名滝地域 7.23ha、奥名地域 6.2ha、下沢・桜堂・木ノ暮・清水地域 28.8ha の基盤整備済農地を優良農地として確保していく。また、鶴城地域の農地は、比較的平坦な地形であるので、基盤整備を実施し優良農地として確保していく。

国道 19 号沿道は、今後店舗等の土地需要が見込まれるため、農業と他産業との調和した開発等、総合的な土地利用を進める。

B－3 (山田)

山田地区の農地は、市街地に近く開発が進んでおり、非農業的土地需要の増加が予測されるので、農業基盤整備は困難とみられる。

(ウ) 南部地区 (C)

C－1 (稲津)

稲津地区では、小里地域は、市街地に比較的近く農地の宅地化等、非農業的土地需要が予測されるため、農業基盤整備は困難とみられる。萩原地域は、農用地のうち大牧地域 7.9ha、萩原地域 34.1ha 及び笹平地域 2.2ha の基盤整備済農地を優良農地として確保していく。廃業した畜産農家の採草放牧地及び農業用施設用地は、新たな経営体を誘致し、有効利用を図っていく。

C－2 (大川・水上)

大川地域では、農用地のうち 21.64ha の基盤整備済農地を優良農地として確保していく。水上地域では、農用地のうち 4.7ha の基盤整備済農地を優良農地として確保していく。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

A－1（大湫）では、神田地域と足又地域は、団体営ほ場整備事業により、野田地域は県営中山間地域農村活性化総合整備事業により整備されている。

A－2（日吉）では、常道地域、鴨ノ巣地域及び藤垣外地域が県単独ほ場整備事業により、平岩地域及び深沢地域が団体営ほ場整備事業により、北野地域が小規模排水対策特別事業により、三和ノ郷地域、柄石地域、常道地域の一部及び田高戸地域が新農業構造改善事業により、日吉南部地域及び上之郷地域が県営ほ場整備事業により整備されている。

A－3（月吉）は、団体営ほ場整備事業により整備されている。

B－1（釜戸）では、上平地域、中畑地域、中切地域、岩倉地域、釜戸中部地域及び斧研地域が県単独ほ場整備事業により、平山地域が県営畜産環境整備事業により、釜戸西部地域及び桑原地域が団体営ほ場整備事業により、大細地域が小規模排水対策特別事業により、町屋地域が農業振興対策事業により整備されている。また、平山地区の一部は県営中山間地域総合整備事業が実施されている。

B－2（土岐）では、名滝地域が地域農政特別対策事業により、奥名地域が小規模排水対策特別事業により、下沢、桜堂、木ノ暮、清水の各地域が県営中山間地域総合整備事業により整備されている。また、鶴城地区は県営中山間地域総合整備事業が実施されている。

C－1（稲津）では、大牧地域が小規模排水対策特別事業により、笹平地域が農業振興対策事業により、これらを除く萩原地域が団体営ほ場整備事業により整備されている。

C－2（大川・水上）では、大川地域が団体営ほ場整備事業により、水上地域が県単独ほ場整備事業により整備されている。

しかしながら、瑞浪市の農地は、宅地への転用や条件不利地域の耕作放棄等により年々減少しているため、今後も国・県の事業を積極的に利用し、将来にわたって農業が持続できる優良農地を確保する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	事業量		
中山間地域総合整備事業 瑞浪中部地区	ほ場整備	鶴城	14.4ha	1	
		平山	0.3ha	2	
	用水路整備	三	807m	3	
		足又	1,392m	4	
		下足又	1,272m	5	
		八瀬沢	807m	6	
		柄石	166m	7	
		月吉2号	65m	8	
		田高戸	559m	9	
	排水路整備	中洞	392m	10	
		大牧	384m	11	
	暗渠排水施設整備	細山団地	2.7ha	12	
	集落道整備	平山	222m	13	

別添 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

農地及び農業施設の洪水等による災害を防止するため、老朽ため池等の整備を推進する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市では、離農等に伴う耕作放棄地が少なからず存在し、農家の高齢化、農業の担い手不足等により、耕作放棄地の増加が問題となっている。そのため、遊休農地台帳を整備するとともに、中山間地域等直接支払交付金や多面低機能支払交付金を活用して農地の保全に努めるほか、「人農地プラン」や農地中間管理事業による農地の利用調整に努め、農地の流動化と農作業の受委託を推進し、耕作放棄地の発生防止を図る。

また、市農地保全対策等事業費補助金の交付等を通じて、耕作条件の不利な状況下において、積極的に農業生産活動を行ない農地の持つ多面的機能の保持に貢献している農業者等への支援を行なっていく。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

(1) 畜産による土地利用

ほ場や休耕田等における飼料作物の生産を奨励し、農用地の荒廃を防ぐとともに、飼料代の節減、粗飼料自給率の向上等、畜産農家の経営安定に寄与する。また、近年増えている畜産の離農跡地へ新規就農者等を誘導し、農地の再活用を目指す。

(2) 特産作物の開拓

農用地等の保全対策として、マコモタケ、エゴマ、ニンニク等を特産作物として作付を推奨する。また、販路の開拓及び加工品の開発を支援し、作付面積の拡大を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市では、瑞浪市農業再生協議会を設置し、集落における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、農業経営の改善を目指す農業者や、集落営農組織の立ち上げを検討する集落等に対して、農業経営スペシャリストや集落営農アドバイザーの派遣等を行ない、地域の農業者が主体性を持って、地域農業の将来について選択、判断等を行なうことにより、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会等と連携して農地の出し手と受け手に係る情報を収集し、利用権設定等による農地の利用集積を進める。本市の場合、これらの農地の利用集積に関しては、農業生産法人である大湫機械化営農組合及び日吉機械化営農組合が中核として位置づけられる。これらの法人が実施している集団的土地利用を模範としつつ、基盤整備済農地を中心に農用地が担い手に集積されるよう努める。

効率的かつ安定的な農業経営の目標

営農類型		目標規模		作目構成	戸数 (経営体数)
個別経営体	水稲	水稲 作業受託 経営面積	10ha 10ha 10ha	米	2
	水稲+野菜	水稲 夏秋ナス みずなみの芋	5.0ha 0.3ha 0.2ha	米、野菜	1
	花		0.3ha	シクラメン、シンビジウム、ラン	3
	茶		3.0ha	茶園	1
	野菜	イチゴ	0.3ha	イチゴ	1
	肉牛繁殖	繁殖用成雌牛 育成牛 子牛 作付水田(転作) 混播牧草	50頭 9頭 28頭 2.0ha 3.0ha	繁殖牛、育成子牛	2
	肉専用種肥育	肉専用種肥育牛 混播牧草	200頭 6ha	肉専用種肥育牛	1
	酪農	経産牛 育成牛 育成子牛 混播牧草 トウモロコシ	40頭 16頭 6頭 4.0ha 5.7ha	経産牛、育成子牛	7
	採卵鶏		15千羽	採卵鶏	2
組織経営体	水稲	水稲 作業受託	35ha 20ha	米、育苗、乾燥調整	3
	水稲(農作業共同型)	作業受託	30ha	米	1
	ブロイラー		180千羽	肉用鶏	1
	養豚肥育		3千頭	肥育豚	1

近年増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地に区分し、農業上の利用を図る農地については、認定農業者又は組織経営体等への利用集積や耕畜連携による飼料生産への活用を図る等、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を推進することとして、農地貸借と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、地域農業への積極的な参加・協力を促進する。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農業は、経営規模の零細な兼業農家が多く、農業者の高齢化が進んでいる。このような状況を踏まえ、利用権設定等を通じて認定農業者への農地の集積を促進するとともに、機械化営農組合等を中心とした農作業の受委託を促進する。また、女性農業者を育成し農業者の確保に努めることで、農用地の有効利用を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者等の育成対策

瑞浪市農業再生協議会や農業委員会と連携し、農地の利用集積等を進めることで経営規模の拡大と経営の安定化を支援し、認定農業者の育成を推進する。

(2) 農用地の集団化対策

基盤整備済農地は、地域ごとに土地利用調整活動を展開し、生産性の向上と省力化を図り、大型機械の作業効率を高めるため、農地の集団化を図る。

(3) 利用権設定等促進事業、農地移動適正化あっせん事業等、農用地の流動化対策

各地区の基盤整備済農地を中心に、利用権設定等を行ない、地域の担い手へ農地を集積し、農地の有効利用を図る。

(4) 農作業の受委託の促進対策

本市は、経営規模の零細な兼業農家が多数を占めており、これらの農家の生計費は、農業機械等の過剰投資が原因で圧迫されている。このため、地域の担い手への農作業の受委託を促進して、農家の過剰投資を抑制する。

(5) 地力の維持増進対策

地力の維持増強を図るため、耕種農家と畜産農家との連携により堆肥の農地還元を促進し、有機質資源の有効利用を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農用地の計画的利用及び基盤整備を進め、水稻、畜産等の振興を図る。また、高性能な農業機械の導入、その他の施設整備の充実により、生産性を高め経営規模の拡大を図る。

(1) 地区別の具体的構想

ア 北部地区(A)

北部地区は、主要種目に水稻、酪農、肉用牛、養鶏、養豚があげられ、農業生産の合理化と経営規模の拡大を図る。

水稻：基盤整備済農地を中心に、農地中間管理事業等を活用した農地の利用集積又は担い手へ水田の集積や農作業の受委託を積極的に進め、農業機械の効率利用による低コスト化を推進する。近代化施設の整備については、乾燥調整施設と育苗施設が設置されているが、今後も良質米の生産拡大と計画的な集出荷体制を維持するために、設備の更新等を推進する。

養鶏：集団飼育形態の増加により鳥インフルエンザ等の発生防止のため、防疫設備の整備を推進する。

養豚：霜降り割合を一般的な豚肉の約2倍にまで高めた肉豚「瑞浪ボーノポーク」の生産基盤の拡大のため、施設の拡充及び防疫設備の整備を推進する。

イ 中部地区(B)

中部地区は、主要種目に水稻、酪農があげられ、集団化・団地化を進め生産性の向上を図る。

水稻：生産技術の向上、高性能機械の導入による省力化、作付計画の見直し等によって経営の合理化と低コスト化を推進する。また、利用権設定等による農地の利用集積及び農作業の受委託等を進める。

ウ 南部地区(C)

南部地区は、主要種目に水稻、酪農があげられ、農地の利用集積と経営の合理化を図る。

水稻：利用権設定等による担い手への農地の利用集積及び農作業の受委託等を進める。

酪農：離農跡地を有効活用した畜産の新規就農のモデルとする。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

効率的かつ安定的な農業の担い手を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実を図る。また、先進的な法人経営等での実践的研修並びに女性ならではの感性を引き出すための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業従事者の安定的確保を図るため、瑞浪市農業再生協議会と連携し、認定農業者の育成を推進する。また、就農支援資金の貸付制度を通じて、新規就農者に対する資金援助を行なう。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の地場産業は、陶磁器製造及び関連工場が主体であり、中小零細企業が多いため、設備投資の減速、消費需要の低迷、中進工業国の追い上げ、後継者不足により1990年代以降頃より生産状況は停滞し、農業従事者の農外就業が不安定になっている。このような状況下で、安定的な就業機会を確保するために、工場等の誘致を図っていく。

農業従事者の他産業就業状況（単位：人）

区 分		従 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	建設業	35	5	40	41	4	45	76	9	85
	製造業	101	41	142	117	35	152	218	76	294
	卸売小売飲食	61	61	122	70	50	120	131	111	242
	サービス業	120	101	221	139	85	224	259	186	445
	その他	30	13	43	35	10	45	65	23	88
	計	347	221	568	402	184	586	749	405	1,154
自営兼業		143	81	224	31	18	49	174	99	273
出稼ぎ		—	—	—	—	—	—	—	—	—
日雇・臨時雇		80	195	275	32	50	82	112	245	357
総計		570	497	1,067	465	252	717	1,035	749	1,784

- (注) 1. アンケート調査（平成29年9月実施）の結果から農家世帯員の他産業就業状況を推計した。
2. 産業別従事者は、国勢調査（平成27年）の割合による。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(ア) 農業従事者の就業意向等を把握するための対策

とりわけ兼業農家の多くは、農業従事者が高齢化しており、今後農地を集積し作業能率を上げて、農業従事者及び後継者の安定的な農外就業機会の確保を図る。

(イ) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく計画の達成を図るための対策

農村における安定した就業機会を確保するため、当該法適用地区への企業誘致について検討する。

(ウ) 交流促進、農産物直売等を図るための対策

農産物等直売所「きなあた瑞浪」を中心に交流人口の拡大を図るとともに、特産品を利用した新商品の開発を進め、農産物の販売強化を図る。

(エ) その他企業誘致

リニア中央新幹線の開通を見込み、民間工場跡地への企業誘致等により、就業機会の増加、地場産業の活性化を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林・環境税及び自伐林家型地域森林整備事業等の補助事業を活用することで、間伐等による森林整備を推進する。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村地域の生活環境が大きく変化しつつある中で、今後、優良農用地の保全に配慮し、既存の生活環境施設の維持、活用を図る。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

市内の公園や遊歩道等に、間伐材を利用して散策路ベンチ、休憩所等の施設をつくり、共同活動を通じた地域連帯感の醸成を図る。

4 その他の施設の整備にかかる事業との関連

農業の近代化を促進するためには、農道の整備、土地基盤整備が必要である。また、大型機械の導入、農産物、生産資材の運搬等農業生産の場と、生活の場としての利用度の高い農道の改良、舗装等を推進する。

第 9 附図

別添

- 1 土地利用計画図（附図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（附図 2 号）

別記 農用地利用計画

（1）農用地区域及び用途区分

農用地区域は、別記に掲げる区域の土地とし、用途区分は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。